



# 医ケア 教員に拡大へ

## 特別支援学校で実施 県教委運営協が了承

方針を了承した。「保護者のニーズや法改正、他県の状況などから、教員による実施の許可を閉ざすのは適当でない」と結論付けた。県教委は5月上旬の会議で正式に決めた。新年度にも実施する見通し。

県教委は、各学校の医ケアに関する要綱も変更し、学校での親の「原則待機」を削除しこれまで校内に限っていた看護師の活動範囲を校外にも広げる。この方針も報告。重い障害児を自宅で紹介する親たちの負担軽減を図る。

協議会は医師や弁護士、県立校長やPTAなど10人の委員で構成。この日の会議は非公開で行われた。県教委によると、県立は校の対象児童・生徒の保護者の約10人から聞き取った調査結果を報告。教員による実施については、「子どもを

見守ってくれる人が増えて安心」など歓迎する意見があった一方、「誰が担任になるか分からないので不安だ」などの声もあった。

香川県からは、安全確保の懸念から「看護師の数は減らさず、教員がやるにしても必ず看護師がいる状況で行うべきだ」との指摘も。協議会は「これらの意見をもとに、実施にあたっては、教員ができる行為を、法律で認められている範囲よりさらに限定的にすることなどを求めた。

医ケアは原則、医師法などで医師や看護師にしか認められていなかったが、2012年度の法改正で、教員も一定の研修を受ければ、療の吸引や管を使った栄養注入（経管栄養）など五つの行為が可能となった。九州では福岡、佐賀以外の5県が、既に教員による実施を認めている。福岡県教委も昨年9月の県議会で、教員が教員への導入方針を表明していた。

(川口安子)

療の吸引など、県立特別支援学校での医療的ケア（医ケア）の在り方を協議する県教育委員会との連携協議会は18日、これまで看護師や親に限ってきた医ケアの実施を教員にも拡大する